

「第14次労働災害防止計画」の概要

1 計画のねらい

計画が目指す社会	事業場の規模、雇用形態や年齢によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保することを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現
計画期間	2023年度から2027年度までの5か年
計画の目標	死亡災害について、計画期間中の死亡者数を、13次防期間中の死亡者数と比較し、5%以上減少させる 休業4日以上の死傷者数について、13次防期間中の平均死傷者数と比較し、2027年までに減少させる

2 重点事項ごとの具体的取組（主なもの）

	労働者の作業行動に起因する労働災害防止	高齢労働者に対する労働災害防止	多様な働き方への対応や外国人労働者に対する労働災害防止
	転倒災害防止対策 社会福祉施設 腰痛災害防止対策	高齢労働者労働災害防止対策	外国人労働者労働災害防止対策
アウトプット指標	転倒対策の割合 50%以上 ノーリフトケアの割合を増加させる	エイジフレンドリーガイドラインの実施割合 50%以上	母国語に翻訳された教材による教育の実施割合 50%以上
アウトカム指標	死傷年千人率の増加に歯止めをかける 平均休業見込日数を40日以下 死傷年千人率を減少させる	死傷年千人率の増加に歯止めをかける	死傷年千人率を増加させない

業種別労働災害防止対策					
	道路貨物運送業	建設業	製造業	造船業	林業
アウトプット指標	荷役ガイドラインの実施割合 45%以上	三大災害防止対策の割合 85%以上	はさまれ防止対策の割合 60%以上	元方指針の実施割合を増加させる	チェーンソーガイドライン実施割合 50%以上
アウトカム指標	死傷災害を5%以上減少	死亡者数を10%以上減少	はさまれ巻き込まれ災害の死傷者数を10%以上減少	死傷者数を10%以上減少	死傷者数を20%以上減少

項目	アウトカム指標
労働者の健康確保対策	週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。
	健康診断の有所見率を 2027 年までにその上昇に歯止めをかける。
化学物質等による健康障害防止対策	化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 13 次防期間中の累計件数と比較して、14 次防期間中で、5%以上減少させる。
	休業 4 日以上の死傷者数について、13 次防期間中の平均死傷者数と比較し、2027 年までに減少させる。

労働安全衛生法令のトピックス

(1) トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

■ 陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発しているため、労働安全衛生規則等の改正が行われ、次の措置が義務付けられました。

- 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（令和 5 年 10 月 1 日施行）
- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化（令和 6 年 2 月 1 日施行）
- 運転位置から離れる場合の措置（令和 5 年 10 月 1 日施行）



(2) 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

■ 建築物、工作物及び船舶の解体及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等の改正が行われました。主な改正内容は、次のとおりです。

- 解体・改修工事開始前の事前調査の強化（令和 3 年 4 月 1 日施行）
- 石綿事前調査結果の報告の義務化（令和 4 年 4 月 1 日施行）
- 石綿事前調査を行う者の要件（令和 5 年 10 月 1 日施行）

